

# 建設業者工事説明会

令和8年3月25日（水）

市役所2階 会議室1

## 1 あいさつ

## 2 内 容

### (1) 令和8年度工事の入札制度等の変更について

各種手続きの基準額変更 (資料1)

請負代金内訳書の記載内容について (資料2)

週休2日制工事の要領変更について (資料3)

請書契約での書類の簡素化について (資料4)

電子契約・電子保証の導入 (資料5)

その他、連絡事項 (資料6)

### (2) 質疑応答

### (3) その他

## 各種手続きの基準額等の変更について

行政課

## 1 概要

地方自治法施行令の改正があり、碧南市でも令和 8 年度より少額随契の基準額が引き上げられる。これは昨今の物価高騰が要因のひとつであるため市の基準も同調して引上げをする。あわせて事務の効率化を目的とした手続きの変更を実施する。

## 2 契約に関する変更

## (1) 1 号随契（少額随契）の基準額 ※工事関係のみ記載

工事・修繕 130 万円 → 200 万円

委託 50 万円 → 100 万円

## (2) 契約書を省略できる額

130 万円を超えないとき → 少額随契の額

## (3) 請書を省略できる額

50 万円を超えないとき → 100 万円

## (4) 見積書を省略できる額

5 万円未満 → 10 万円未満

## 3 入札に関する変更

## (1) 最低制限価格固定率の金額

予定価格 5000 万円以下 → 8000 万円

## (2) 取り分け方式対象工事

同工種同内容の半数超が 5000 万円超 → 8000 万円

## (3) 抽選均等方式対象工事

同工種同内容で 500 万円～5000 万円 → 1000 万円～8000 万円

## 4 提出書類に関する変更

## (1) 書類提出を省略できる金額

500 万円以下の市単独工事 → 1000 万円

施工計画書・設計図書の照査・搬入搬出調書など

## (2) 履行報告・実施工程表の提出

3500 万円以上又は工期 150 日以上 → 4000 万円

## (3) 工事カルテの変更が必要な額

500万円又は4000万円を跨ぐとき → 4500万円

5 名称の変更

出来形検査 → 既済部分検査

工事完了 → 工事完成

工事完了検査 → 工事完成検査

工事完了届 → 工事完成通知書

6 適用時期

令和8年度案件より

工事書類提出チェックリスト(担当課用)

伝票番号

契約番号

監督員

工事名				請負業者名			
現場代理人		監督技術者 主任技術者	工 期		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
着手日		令和 年 月 日	完了完成 日	変更工期		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
当初請負金額				変更請負金額			
作成者	記号	提出書類名	内容及び提出条件	提出先	監督員チェック欄		備 考
					提出期限	提出日	
					有・不備・無 ○●・△▲・× 対象外/	有・不備・無 ○●・△▲・× 対象外/	○●:内容、提出期限共に良好 △▲:内容、提出期限に不備あり ×:未提出 ●、▲は電子
監督員	◎	入札契約・変更契約・検査願等事務依頼書	(入札受付日・工期末2週間・検査予定日1週間)以前	行政課			検査願は全庁共有一常駐フォルダ→【行政課】検査予定表に入力
	○	施工プロセス	適宜				130万200万円以上 監督記録は5/5で整理
契約者	○	建設リサイクル法説明書及び特記事項	入札した翌週の月曜日。変更数量は変更分を提出。変更契約の場合は契約前～同時に特記事項を行政課に提出。	所管經由行政課			建築解体80㎡・新增築500㎡・修繕1億円・その他工作物に関する工事(土木工事他)500万円以上
	○	契約保証書	契約日まで	行政課			300万円以上
	◎	主任技術者・現場代理人、監督技術者	契約後5日以内	担当課			技術者の専任4,500万(建築9,000万)、監督技術者は下請5,000万(同8,000万)
	○	着手時工事カルテ	契約後10営業日以内	担当課			500万円以上
	○	前払金保証書	契約後14日以内	担当課			300万円以上
	◎	請負代金内訳書	契約後14日以内	担当課			必須
	◎	建退共掛金収納書	着手届契約後1ヶ月以内	担当課			必須
	○	条件変更確認請求通知書(設計図書照査)	着手届前	担当課			500万1000万円以上 補助工事は必須
	○	材料使用承認願書	着手届前	担当課			必須
	○	施工計画書	着手届前	担当課			500万1,000万円以上、補助工事は必須
	○	建設廃棄物処理委託契約書	着手届前	担当課			該当する場合は必須
	○	再生資源利用計画・促進計画書	着手届前	担当課			該当する場合は必須
	○	施工体制台帳(施工体系図)	着手届前	担当課			下請契約を締結した場合
	○	労働環境報告書	下請契約から7日以内	契約課			予定価格5,000万円以上
	○	大気汚染防止法説明書・現場掲示	工事着手前	担当課			解体等工事に該当する場合
	◎	着手届	工事着手日の10日前まで	担当課			必須
	○	道路使用許可の写し	路上作業日前まで	担当課			路上作業がある場合
	○	履行報告	工事着手後毎月5日まで	担当課			3,500万4,000万円以上又は工期150日以上 補助工事は必須
	○	週休2日実施結果	工事着手後毎月5日まで	担当課			対象工事は必須
	◎	工事写真(本体・決裁用)	工事完了完成日まで	担当課			必須。決裁用は紙
	◎	出来形管理図・管理表	工事完了完成日まで	担当課			必須
	○	品質管理表	工事完了完成日まで	担当課			管理項目があれば必須 補助工事は必須
	○	安全訓練等の実施報告書	工事完了完成日まで(検査後返却)	担当課			500万1,000万円以上、補助工事は必須
	○	災害防止協議会活動記録	工事完了完成日まで(検査後返却)	担当課			該当があれば必須 下請負が1社以上あれば協議会設置
	○	安全巡視実施記録	工事完了完成日まで(検査後返却)	担当課			必須
	○	KY活動実施記録	工事完了完成日まで(検査後返却)	担当課			必須
	○	新規入場者実施記録	工事完了完成日まで(検査後返却)	担当課			必須
	◎	材料伝票	工事完了完成日まで(検査後返却)	担当課			必須
	○	材料搬入・搬出調書、残土搬出調書	工事完了完成日まで	担当課			搬入・搬出調書は500万1,000万円以上 補助工事は必須
	○	実施工程表	工事完了完成日まで	担当課			3,500万4,000万円以上又は工期150日以上 補助工事は必須
	○	材料確認書	該当材料使用毎	担当課			該当材料があれば必須 補助工事は必須
	○	段階確認・施工状況把握報告書	該当工種施工毎	担当課			補助工事は必須
	○	工事打合簿(各毎、最終)	協議発生時毎 変更設計書作成時前	担当課			発生時
	○	変更契約協議書(各毎、最終)	協議発生時毎 変更設計書作成時前	担当課			発生時
	○	変更時工事カルテ	工事変更後10営業日以内	担当課			500万円又は4,000万4,500万円を跨ぐ変更若しくは工期、現場代理人等の変更時
	○	完了時工事カルテ	工事完了完成後10営業日以内	担当課			500万円以上
	○	再資源化等報告書	工事完了完成後10日以内	担当課			建設リサイクル法該当工事 再生資源利用実施・促進実施書を添付
	○	再生資源利用実施・促進実施書	工事完了完成後10日以内	担当課			該当する場合は必須
	○	マニフェスト管理台帳	工事完了完成後10日以内 マニフェスト原本を提示する。	担当課			該当する場合は必須
	◎	完了届完成通知書	変更契約以降～工期内	担当課			必須
	○	現場発生品届、支給品・貸与品等書類	早めに	担当課			発生時
	○	事故発生報告書 損害発生通知書	至急	担当課			発生時

※◎の項目は必須。○の項目は該当する場合必須。

R8.4版

## 請負代金内訳書の記載内容について

行政課

## 1 概要

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の一部が令和7年12月12日に施行されることに伴い、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工をするために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金）を記載しなければならないこととなった

## 2 提出書類の様式変更について

入札時に提出する「設計内訳書」、契約後に提出する「請負代金内訳書」どちらも変更になる。

## 3 不備の対応

国は、記載忘れや様式間違いなどで内訳が確認できない場合、入札は「無効」と処理するが、愛知県は従来から記載を求めている法定福利費に関しての不備は「無効」とするが、その他は有効とするため、碧南市においても愛知県に準するが、愛知県の対応が変更になった時点で碧南市も同調するため、注意して提出すること。

## 4 記載内容の詳細

愛知県の説明資料を添付するので、参考にしてください。

## 5 適用日

令和8年度案件から適用

## 労務費等を明示した工事費内訳書の提出について

建設工事における適正な労務費の確保等のため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）」が改正され、公共工事の入札の際に入札金額の内訳として、労務費を始めとする以下の経費を記載することが義務付けられました。

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 法定福利費の事業主負担額
- ・ 建退共制度の掛金
- ・ 安全衛生経費

そのため、令和8年2月16日以降に入札公告・指名通知を行う案件から、工事費内訳書の様式に当該経費の項目を追加しますので、入札の際には必ず記載するようにしてください。（記載内容の詳細については別紙をご確認ください）

なお、当面の間は、上記の経費について工事費内訳書の記載に不備があった場合でも入札を無効とはしませんが、記載内容について確認を行う場合があります。（今回改正部分以外の内訳書の記載内容については、従前どおり不備があれば無効となります。）

## 内訳書に新たに記載する5項目の内容について

- 各経費の概要は、以下の表のとおりです。
- 各経費の考え方については、  
 <労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン>を確認してください。  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00026.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html)

経費	経費の考え方
材料費	主要な材料費を必須とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費・仮設材の賃貸料金等は任意とする。
労務費	積み上げ可能な方式で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式(その他の物価本掲載価格も含む)で積算した労務費は計上しなくて良い。
法定福利費の事業主負担額	現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)の法定の事業主負担額とする。
建退共制度の掛金	「建設業退職金共済制度事務処理の手引き」の「掛金納付の考え方について」を参考に計上し、建退共制度以外の退職金制度の場合は「一」を記載する。
安全衛生経費	次頁の表を参照のうえ、必要経費を計上する。

- ※材料費及び労務費には、工場製作等の直接工事費に含まれないものは対象外となります。
- ※内訳書が複数に分かれている場合は、合計した工事費に対して経費を記載してください。

表 「安全衛生経費」の考え方

費用区分		主な内容		細目	
直接 工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備(指定仮設及び参考図等)に示されているもの)	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱	
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め		・ 仮締め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)	
		土留め支保工		・ 切梁、腹起(裏込めコン含む)	
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板	
		交通規制		・ 交通誘導警備員	
		仮囲い		・ 仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート	
間接 工事費	共通 仮設費	準備費	調査費用	・ 埋設物調査試掘他	
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板(内照式)回転灯、規制表示看板・お願い看板
				監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員(潜水)等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全管理等に要する費用	安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
				保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク(電動ファン付き呼吸用保護具)、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
				作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備(潜函)、ガス抜き等の措置(ずい道)、各種環境測定器(酸素濃度他)・排気管、圧力計(高圧室内)、照明器具
				警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置(潜函)・ベル、サイレン等警報装置(ずい道) ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
		営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用	・ 火薬庫など	
		現場環境改善費		・ 照明器具、熱中症対策設備	
		現場管理費	疾病・衛生対策費		・ 健康診断(一般・特殊健診)
安全訓練研修等に要する費用			・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用・避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT		

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」(株)建設産業振興センター

注) 現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

**問い合わせ先**

入札における工事費内訳書の取り扱いについて

愛知県建設局土木部建設総務課

契約第一グループ(土木工事関係) 052-954-6608

契約第二グループ(建築工事関係) 052-954-6613

工事費内訳書に記載する経費の考え方について

愛知県建設局土木部建設企画課

土木技術グループ(土木工事関係) 052-954-6507

建築技術・工事検査グループ(建築工事関係) 052-954-6615

## 週休 2 日制工事要領の変更について

行政課

## 1 概要

令和 7 年 1 0 月に愛知県の週休二日制工事の要領（土木工事編）が、令和 8 年 2 月に（建築工事編）が変更になった。碧南市では令和 7 年 4 月に愛知県の要領に合わせた要領を策定したばかりだが、愛知県の要領に合わせた変更を実施する。

## 2 愛知県の改正概要

別紙「愛知県の改正概要」参照

## 3 取組証明について

総合評価の加点となる取組証明について、これまで 1 0 0 0 万円以上の工事で発行していたが、碧南市では総合評価での工事は 5 0 0 0 万円以上の案件を対象としていることから、同規模の工事での取り組みを評価対象とするため、5 0 0 0 万円以上の工事での達成を条件とする。

## 4 適用日

令和 8 年度案件から適用する。

ただし、建築工事編については配信単価の関係で年度当初の対応ができないため、しばらく令和 7 年度要領で実施する。公告文及び設計図書に明記しているので注意すること。

## 2025年10月より **完全週休2日（土日）** 工事で発注します ～完全週休2日工事のさらなる普及・促進に向けて～

### 1. 改定の概要・背景

他産業と遜色ない建設業の働き方の実現のため、2025年10月より、「愛知県週休2日工事実施要領（土木工事編）」（以下、要領という）を改定します。

建設局、都市・交通局が発注する土木工事については、**完全週休2日工事**として発注し、より働きやすい現場環境づくりを推し進めます。

対象工事では、「**完全週休2日（土日）**」の達成を目指すこととします。

### 2. 新要領における週休2日の取組方法＜2025年10月1日（単価適用日）から＞

下線部分が旧要領からの主な変更点です

完全週休2日工事に  
取り組みやすくなりました！



- ① 対象工事は、工事名の末尾に”（週休2日）”と表記されます。
- ② 「休工」は「現場閉所」と表記されます。
- ③ 対象工事では、「完全週休2日（土日）」の達成を目指すこととし、現場閉所の計画が分かる実施工程表を監督員へ提出します。
- ④ 当初設計において、「完全週休2日（土日）」達成の経費を計上します。
- ⑤ 取組証※の発行を希望する場合は、工事完成日までに監督員へお申し出ください。

（※取組証…総合評価で加点評価を受ける際に必要となります。）

▲ 従来から全ての工事で週休2日を見込んだ工期設定をしておりますので、今回の改定に伴って工期が長くなることはありません。

### 3. 改定のポイント

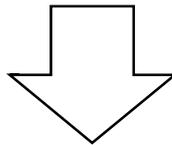
項目	2024年10月1日要領 （旧要領）	2025年10月1日要領 （新要領）
用語	休工	<b>現場閉所</b>
発注者指定の形式 （当初費用計上）	月単位の週休2日	<b>完全週休2日（土日）</b>
完全週休2日の 基本の現場閉所日	土曜日、日曜日、祝日	<b>土曜日、日曜日</b>
補正係数	変更あり（ <b>完全週休2日（土日）</b> 新設、 <b>通期の週休2日廃止等</b> ）	
項目	契約日：2026年3月31日まで	契約日：2026年4月1日以降
工事成績評定	完全週休2日を評価	<b>評価しない</b>

詳しくは、「愛知県週休2日工事実施要領」をご確認ください。  
（裏面：補正係数等に関する改定対照表）

■ 補正係数等に関する改定対照表

旧要領 (2024年10月)

形式	通期の週休2日 (4週8休以上)	月単位の週休2日 (月単位で4週8休以上)	完全週休2日 (4週8休以上) ※土日祝休
補正係数【当初設定】	-		○
労務費	1.02		1.04
機会経費(賃料)	1.02		1.02
共通仮設費率	1.02		1.03
現場管理費率	1.03		1.05
工事成績評定 【契約日：2026年3月31日まで】	-	-	○
総合評価加点(最大2点) 【引渡日：2026年3月31日まで】	-	取組証1件：1点 取組証2件：2点	取組証1件：2点
愛知県休み方改革マスター企業認定：0.5点			



新要領 (2025年10月)

形式	通期の週休2日 (4週8休以上)	月単位の週休2日 (月単位で4週8休以上)	完全週休2日(土日) (4週8休以上) ※土日休
補正係数【当初設定】	-	-	○
労務費	廃止	1.02	1.02
機会経費(賃料)		廃止	廃止
共通仮設費率		1.01	1.02
現場管理費率		1.02	1.03
工事成績評定	-	-	契約日2026年4月1日以降 廃止
総合評価加点	-	2026年度以降の取扱いについては、 2025年度総合評価委員会において決定	

## 碧南市週休2日工事实施要領（土木工事編）

### （目的）

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、発注者指定型の週休2日工事を実施する。発注時は「完全週休2日（土日）」を指定することとし、受注者は本取組の趣旨を踏まえ、休日の「量」の確保だけでなく「質」の向上を目指すものとする。

### （用語の定義）

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

土木工事：愛知県積算基準及び歩掛表【土木編】を適用する工事

現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

工事完成日：完成通知書提出日

### （対象工事）

第3条 予定価格200万円以上の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事

2 公共建築工事積算基準を適用する工事については、別に定める「碧南市週休2日制工事实施要領（建築工事編）」により行う。

### （形式）

第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、（参考1）～（参考2）によることとする。

- (1) 完全週休2日（土日）（参考1）

完全週休2日（土日）とは、対象期間（第5条）内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行ってれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

- (2) 月単位の週休2日（参考2）

月単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内のすべての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数/対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

（対象期間）

第5条 対象期間は契約締結日の翌日から工事完成日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（週休2日の取得に要する費用の計上）

第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。

- (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「完全週休2日（土日）」の補正係数を適用する。
- (2) 「完全週休2日（土日）」が達成できない場合、現場閉所状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- (3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表

現場閉所状況の適用区分	完全週休2日（土日）※	月単位の週休2日（4週8休以上）	月単位の週休2日未満（補正なし）
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00

※当初設計時適用補正係数

- (4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による
- (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙2による

- (6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙3による
- (7) 土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事は、愛知県農業水産局で定められた要領に準ずる。

(取組内容)

第7条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。
  - ・本要領の対象工事であるか否か
  - ・週休2日を実施しない工事の場合はその理由
  - ・対象工事の場合で、第5条(7)に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容
- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書(工場製作を伴う場合は、現場施工計画書)に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所取得計画表を添付し提出する。施工計画書を提出しない工事については、着手届の提出前までに工事打合せ簿に添えて提出する。
- (4) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合せ簿により実施結果(現場閉所日及び非対象期間を明示)を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (5) 受注者は完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (6) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (7) 対象工事の受注者は、通期の週休2日及び月単位の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第8条 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていななど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。

(取組証明)

第9条 取組証明は総合評価において取組実績を証明するものとなる。完全週休2日を達成した場合は、発注者は、工事目的物の引き渡し後に通知する検査結果通知書の検査結果欄に「完全週休2日制工事に取り組み、取得率○%を達成

した。」旨を記載し、取組証明とする。ただし、最終契約金額が5千万円未満の工事については、取組証明は記載しない。

#### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休2日(土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防護網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休 2日（土 日）
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02

機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノーコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

下水道用設計標準歩掛における市場単価

別紙 3

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休2日（土日）
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

## 碧南市週休2日工事实施要領（建築工事編）

### （目的）

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、週休2日工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

#### （1）週休2日

##### ①完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定することができる。

##### ②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

##### ③通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### （2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

#### （3）工事着手日

現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

#### （4）工事完成日

工事目的物が完成した日をいう。

#### （5）現場閉所

巡回パトロールや保守点検を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### （6）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

#### （7）達成基準

##### ①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

#### ②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の対象期間となる土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の対象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

#### ③通期の週休2日

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、降雨、積雪等による予定外の閉所日や、猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

### （対象工事）

第3条 公共建築工事積算基準を適用する工事で、予定価格200万円以上の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
- (2) 緊急の応急復旧工事

### （形式）

第4条 次のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

#### (1)完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）

#### (2)完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

(対象期間)

第5条 対象期間は契約締結日の翌日から工事完成日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。

(1) 補正方法

週休2日制工事において、次の①又は②の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）を補正する。

① 完全週休2日（土日）適用工事	労務費	1.02
	現場管理費	1.01
② 月単位の週休2日適用工事	労務費	1.02

市場単価の掲載価格について、上記の補正係数から算出した別紙1の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）について、別紙 1 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事及び全館無人改修】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(2) 積算及び変更方法

①完全週休 2 日（土日）Ⅰ型

「月単位の週休 2 日」の達成を前提に、(1)②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

工事着手前に受注者が「完全週休 2 日（土日）」の取組を希望する場合については、直近の変更契約時に合わせる等により、補正係数を(1)①に変更するものとする。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、「完全週休 2 日（土日）」が未達成で、月単位の週休 2 日を達成している場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）は補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休 2 日」に満たない場合は、補正係数を除し、碧南市公共工事請負契約約款第 25 条の規定に基づき、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

②完全週休 2 日（土日）Ⅱ型

通期の 4 週 8 休以上を前提に、工事費を積算して予定価格を作成する。工事着手前に受注者が「完全週休 2 日（土日）」の取組を希望する場合については、補正係数を(1)①に変更し、「月単位の週休 2 日」の取組を希望する場合については、補正係数を(1)②に変更するものとし、直近の契約変更時に合わせて請負代金額を増額変更する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、「完全週休 2 日（土日）」が未達成で、月単位の週休 2 日を達成している場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）は、補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）は、補正係数を除し、碧南市公共工事請負契約約款第 25 条の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

（取組内容）

第 7 条 取組内容は、次のとおりとする。

(1) 対象工事は、設計図書に「完全週休 2 日（土日）Ⅰ型」及び「完全週休 2 日（土日）Ⅱ型」であることを追記する。

(2) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。施工計画書を提出しない工事については、着手届の提出前までに工

事打合せ簿に添えて提出する。

- (3) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合せ簿により実施結果（休工期及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (4) 受注者は週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (5) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (6) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (7) 施設管理者の承諾を前提に週休2日制工事である旨を仮囲い等に明示する。

（工事成績評定）

第8条 工事成績評定については、次のとおりとする。

完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度」において評価する。

- 2 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていけないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」の項目において、2点減点する。

（取組証明）

第9条 取組証明は総合評価において取組実績を証明するものとなる。前条第1号の規定により工事成績評定において評価した場合は、発注者は、工事目的物の引き渡し後に通知する検査結果通知書の検査結果欄に「週休2日制工事に取り組み、取得率〇%を達成した。」旨を記載し、取組証明とする。ただし、最終契約金額が5千万円未満の工事については、取組証明は記載しない。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

表 1 建築工事の補正率

工種	摘要※	完全週休 2 日（土日）及び 月単位の週休 2 日	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表2 電気設備工事の補正率

工種	摘要※	完全週休2日（土日）及び 月単位の週休2日	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び 同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	フルボックス	1.01	1.13
	フルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表3 機械設備工事の補正率

工種	摘要※	完全週休2日（土日）及び 月単位の週休2日	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内 貼	1.01	1.15
ダクト設 備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファンパー類	1.01	1.15
ダクト付 属品	既製品ボックス、制気口、 ファンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具 設備 （ユニッ トを 除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

## 請書契約での工事書類の簡素化について

行政課

## 1 概要

入札以下の金額で請書による契約の工事の提出書類について、特に決まりはないが慣例で現場代理人・主任技術者通知や着手届などを提出してもらっていた。請書による契約の基準額が引上げになることから、今後の提出書類について整理する。

## 2 提出書類の基準について

建設工事に関しては、碧南市建設工事施行事務取扱要領及び碧南市工事監督要領に基づき提出書類を定めているが、要領の適用が予定価格130万円以上である。

碧南市契約規則には工事の必要書類として、着手届、完了届の提出を定めている。

## 3 今後の対応

事務の簡素化を推進するため、着手届※、完成通知書※、工事写真以外の不要な書類は求めないこととする。ただし、監督員が必要と判断した場合は提出を求めることができる。

※工事のみ

## 電子契約・電子保証の導入

行政課

## 1 概要

全国的に広がっている電子契約を令和8年度より導入する予定である。合わせて電子保証についても採用し、ペーパーレスを推進する。

## 2 電子契約について

現在は紙の印刷を外注し、契約検査係で必要書類を挟んで2部製本しているものを契約日に来庁してもらい、押印して契約を締結している。これを電子化し、お互いの印を電子印で完結し、来庁しなくても契約できるシステム。収入印紙は不要になる。企業会計の部署にもIDを付与し、現状同様自所属契約できる。

近隣市では碧南市が最も遅れた導入となる。

## 3 電子保証について

現在は保証会社から紙の保証証書を発行してもらい、契約時に窓口に提出してもらうことにより契約保証ありと証明して契約書の取り交わしをしている。これを電子化し、オンラインで保証の有無を確認できるシステム。

## 4 導入スケジュール

令和8年10月より本格稼働とするため、5月ころにはシステムの選定をし、業者説明会と試行を経て10月からは電子の契約書を基本とする。紙での契約書を希望する業者については契約検査係で契約書を印刷し、従来通りの契約書も対応できるようにする。

## 5 課題

お互いが電子印を押した時間がタイムスタンプとして記録されるため、現状のような変更契約書をさかのぼって契約しても実際の日時が記録される。書面上の契約日に遡及する文言を入れるが、監査や会計検査で見られるため極力遡りはなくしたい。工期末から2週間前までに変更契約できるように発注側にも請負側にも散々言っているが、できない理由はなにか。改善はできないのか。

## その他、連絡事項について

行政課

## 1 雇用証明について

事後審査のときや施工体制台帳には技術者の雇用証明として健康保険証を添付していただいていたが廃止になった。

事後審査では代わりに「住民税特別徴収税額通知書」か「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」か「監理技術者証」で確認する。

施工体制台帳では上記のほか、任意の雇用証明でも可能とする。

## 2 熱中症対策の費用計上について

建築工事、工事系委託は対象外。今後、国の制度で対象となるかも。

施工計画書に記載する。施工計画書がない工事は打合せ簿で提出。監督員と協議してから実施。実際の気温の資料、見積の提出をする。実施した写真等を提出し、変更で計上する。

## 3 個人情報の取り扱いについて

令和7年度下水道工事で個人情報の入ったファイルを現場で紛失した。警察に届けられ漏洩した事実は確認できなかったが、一時的な紛失でも報道発表するので、取り扱いには気を付けるように。

## 4 入札参加名簿の修正について

令和8・9年度の業者登録期間は終了しているため、修正は4月1日以降に入力できる。ただし、碧南市の反映は2カ月ごとなので6月名簿から修正されることになる。

## 5 令和8年度工事について

発注見通しを3月26日にホームページに掲載予定。

第1回は4月1日公告